

令和6年12月20日
地域創生部文化財保護課
文化財活用係 電話 027-898-3547 内線 3547
電話 027-226-4684 内線 4684

国史跡の指定等について

令和6年12月20日（金）に国の文化審議会（会長 島谷弘幸）が開催され、本県所在の史跡2件の追加指定が答申されました。

1 答申が行われた本県所在の史跡

- 上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市上植木本町2763番ほか）※詳細は別添資料1
 - 県東部に位置した古代上野国佐位郡の郡家（地方の役所）の正倉（倉庫群）と考えられる遺跡です。
 - 郡家関連の遺構が想定される区域と区画溝などが想定される区域の一部が追加指定されます。
- 中山道（群馬県安中市松井田町坂本字堂峰1573番甲外33筆ほか）※詳細は別添資料2
 - 江戸時代の五街道の一つで、新たに群馬県内の碓氷峠越が追加指定されます。
 - 関東における史跡中山道の追加指定は、今回が初めてとなります。
 - 横川の碓氷関所跡と坂本宿西方の街道が残る箇所から、碓氷峠へと登り、峠に位置する熊野神社までの約8kmが追加指定されます。

2 今後の手続き

- 文部科学大臣による官報告示を経て指定となります。
- 群馬県内の国指定史跡は52件（特別史跡3件を含む）です。

3 関係機関 連絡先

- 伊勢崎市教育委員会文化財保護課 0270-75-6672
- 安中市みりよく創出部文化財課 027-382-7622

史跡 こうずけのくに さ い ぐんしやうそうあと 上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市）の追加指定について

- ① 伊勢崎市教育委員会が土地所有者に史跡指定への理解を求め、土地所有者から同意を得た箇所などが追加指定されます。
- ② 佐位郡正倉跡では八角形倉庫をはじめとする遺構が発見され、文献にもこの建物の記載があることから、正倉跡であることが遺構・文献双方から明らかになった遺跡です。

1 指定履歴

史跡指定 平成 26 年 10 月 6 日 文部科学省告示第 137 号
 追加指定 平成 30 年 2 月 13 日 文部科学省告示第 18 号
 追加指定 令和 6 年 2 月 21 日 文部科学省告示第 16 号

2 所在地（今回追加指定分）

伊勢崎市上植木本町 2 7 1 4 番 3 外 1 筆

3 面積

既指定面積	9 1, 4 1 1. 9 1 m ²
今回追加指定面積	8 9 6. 8 3 m ²
合計	9 2, 3 0 8. 7 4 m ²

4 所有者（今回追加指定分）

民有地 8 9 6. 8 3 m²

5 概要

（1）追加指定の経緯

- これまでの調査結果をもとに所有者と伊勢崎市教育委員会が協議を行い、同意を得ることができた部分について、令和 6 年 8 月に文部科学大臣あてに史跡の追加指定について手続きを行いました。

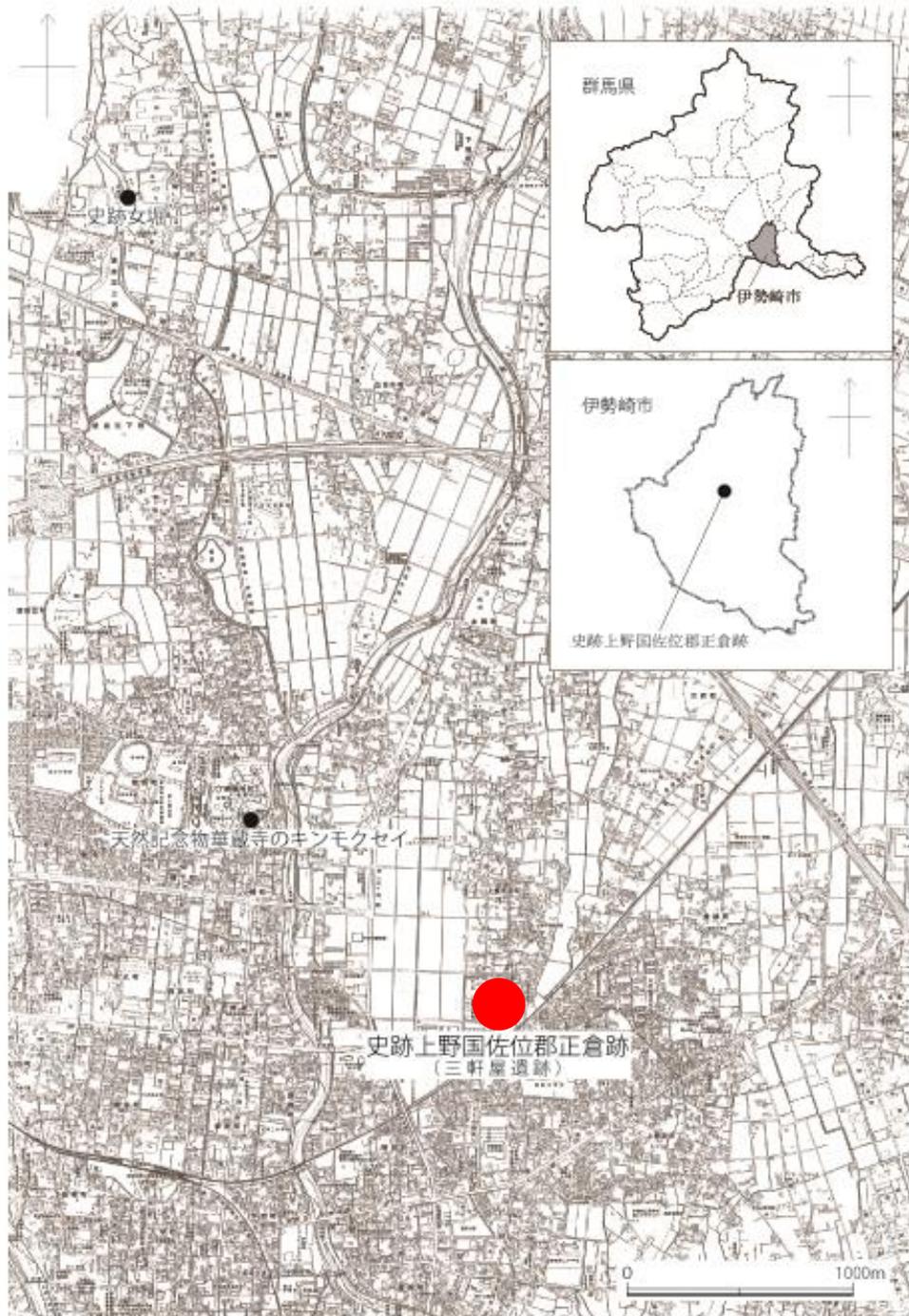
（2）立地

- 上野国佐位郡正倉跡は伊勢崎市のほぼ中央部である上植木本町に位置します。伊勢崎市市内でも多くの遺跡が密集する地域です。

（3）上野国佐位郡正倉跡について

- 古代日本における地方の役所（郡家）は政務を行う施設（郡庁）、税として納められた米などを保管する倉庫群（正倉）、役人の宿泊施設（館）、食事を供給する施設（厨家）で構成されます。
- 上野国佐位郡正倉跡は、7 世紀後半から 10 世紀前半にかけて機能していました。全国初の八角形倉庫が発見され、この建物の記載が『上野国交替実録帳』と一致したことから、佐位郡正倉跡であることが明らかになりました。日本の古代史を解き明かす上で重要な遺跡であることから、平成 26 年度に国の史跡として指定されました。
- 正倉跡は大溝によって区画された院を形成し、その中には八角形倉庫を含め、数多くの礎石建物、掘立柱建物が建てられていたことが判明しています。
- 令和 6 年 2 月には土地所有者の同意を得て、追加指定を受けました。

(4) 位置図 (伊勢崎市教育委員会提供に一部加筆)



(5) 追加指定地の位置図 (伊勢崎市教育委員会提供に一部加筆)



(6) 上野国佐位郡正倉跡 3次調査全景 (伊勢崎市教育委員会提供)



(7) 上野国佐位郡正倉跡 八角形礎石建物 (伊勢崎市教育委員会提供)



史跡 なかせんどう 中山道（安中市）の追加指定について

- ① 国指定史跡中山道に、安中市に所在する碓氷峠越が追加指定されます。
- ② 関東における史跡中山道の追加指定は、今回が初めてとなります。
- ③ 横川にある碓氷関所跡と、碓氷峠越（坂本宿西方の街道が残る箇所から碓氷峠へと登り、峠に位置する熊野神社までの約 8 km）の道筋、道沿いの^{はねいしぢや}剝石茶屋跡、^{どうみねぼんしよ}堂峰番所跡等が追加指定されます。

1 指定履歴

指定史跡	昭和 62 年 10 月 3 日	文部省告示第 119 号（長野県内）
追加指定	平成 3 年 5 月 15 日	文部省告示第 55 号（長野県内）
追加指定	平成 22 年 2 月 22 日	文部科学省告示第 18 号（岐阜県内）
追加指定	平成 28 年 10 月 3 日	文部科学省告示第 145 号（岐阜県内）
追加指定	令和元年 10 月 16 日	文部科学省告示第 83 号（岐阜県内）
追加指定	令和 4 年 3 月 15 日	文部科学省告示第 29 号（長野県内）

2 所在地（今回追加指定分）

ぐんまけんあんなかしまついでまちさかもとあざどうみね

群馬県安中市松井田町坂本字堂峰1573 番甲外 33 筆ほか

3 面積

既指定面積	91,791.72 m ²
今回追加指定面積	24,190.19 m ²
合計	115,981.91 m ²

4 所有者（今回追加指定分）

県有地：674.53 m²、市有地：13,773.81 m²、民有地：9,741.85 m²

5 概要

（1）追加指定の経緯

- ・昭和 30（1955）年に碓氷関所跡が県指定史跡に指定され、平成 8（1996）年 11 月 1 日には、中山道碓氷峠越が文化庁により歴史の道百選に選定されており、安中市により調査、整備が進められました。
- ・調査結果をもとに令和 6 年 8 月に文部科学大臣あてに史跡の追加指定について手続きを行いました。

（2）立地

- ・中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から近江国（滋賀県）草津宿で東海道に合流するまでの街道です。
- ・横川の碓氷関所跡と、碓氷峠越の道（坂本宿西方の街道から長野県と群馬県の県境の碓氷峠に位置する熊野神社までの約 8 km）は、関東の出入口に位置します。
- ・碓氷峠越は、中山道三大難所のひとつであり、前途多難な急勾配の峠越えのために、ふもとは宿場、道中に茶屋などが設けられ、通行人を取り締まる碓氷関所や堂峰番所が設けられるなど、交通に関わる歴史的資産が多く残される地域です。

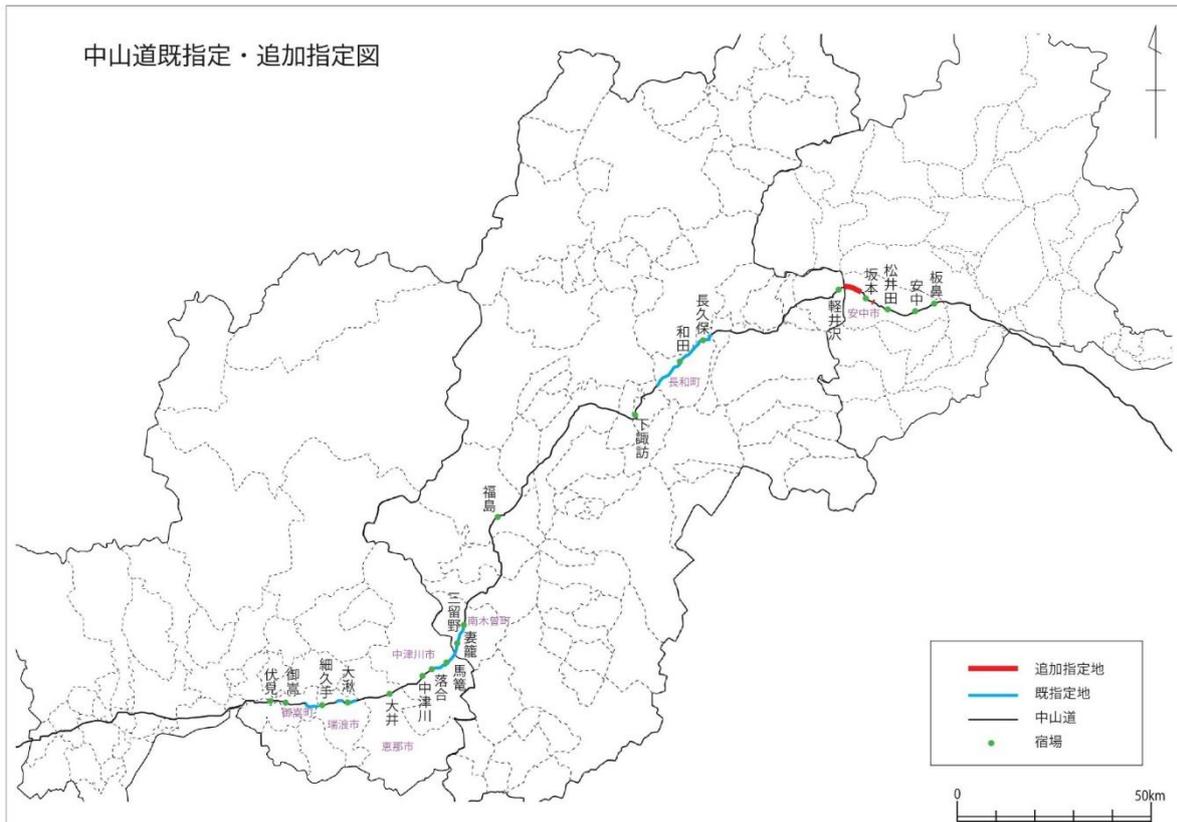
(3) 中山道・碓氷峠越について

- ・中山道は、五街道の一つで、江戸と京都を結ぶ東海道の裏通りとして重要な街道であり、大名から庶民まで多くの人々が通行しました。
- ・碓氷峠越は、関東に入出国する際の峠越えの道であり、その関門として横川に①碓氷関所が設置されています。②剋石坂の急坂に代表される中山道の三大難所として知られています。道沿いの③堂峰番所跡、④剋石茶屋、⑤弘法の井戸も今回追加指定となります。
- ・①碓氷関所跡は、元和9(1623)年に、江戸幕府が旧道を廃して現在の横川に関所を設置して以降、関東入出国の関門として江戸時代を通じて通行の取締りを行いました。石垣の一部や関所を囲っていた柵の跡、番所の前に置かれていたとされるおじぎ石などが残されています。
- ・③堂峰番所跡は、碓氷関所と同時期に造られたと推定される遠見番所で、中山道と古道の分岐点に番所を設けて関所抜けを取り締まりました。番所の礎石や石垣、番所に詰めた定附同心の住まいである同心屋敷の雨落石や石垣などの遺構が現存しており、往時の構えが残されています。
- ・④剋石茶屋は、剋石山山頂付近に設けられた四軒の茶屋で、四軒茶屋とも呼ばれていました。茶屋と茶屋の間に石垣が残されており、敷地の境界は比較的明瞭です。剋石茶屋が使用していた⑤弘法の井戸も残されています。
- ・今回追加指定される碓氷関所跡、堂峰番所跡、剋石茶屋跡の他、沿道に笹沢人馬施行所跡などの遺跡が残されています。江戸時代の中山道の経路が保持されており、碓氷峠越の往時の姿を道筋とともに今に伝えていきます。

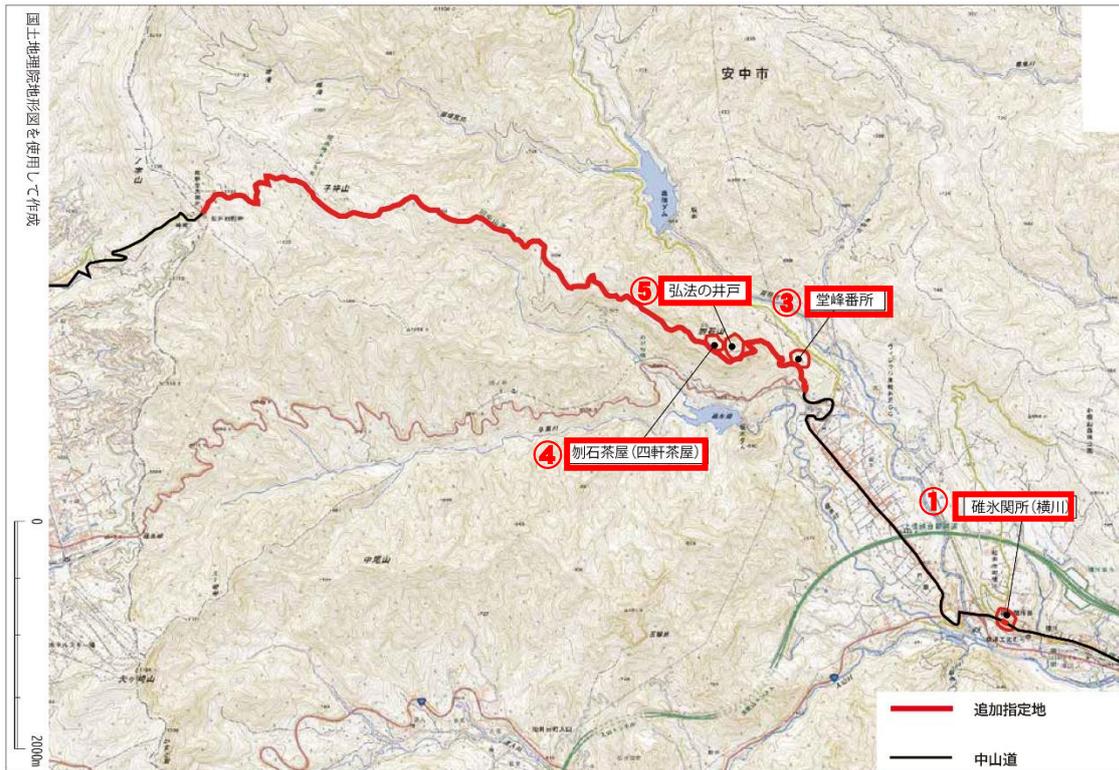
(4) 位置図 (安中市提供)



(5) 追加指定地の位置図 (安中市提供)



中山道路線図 (安中市)



(6) 写真 (安中市提供)



追加指定範囲の航空写真 (安中市提供)



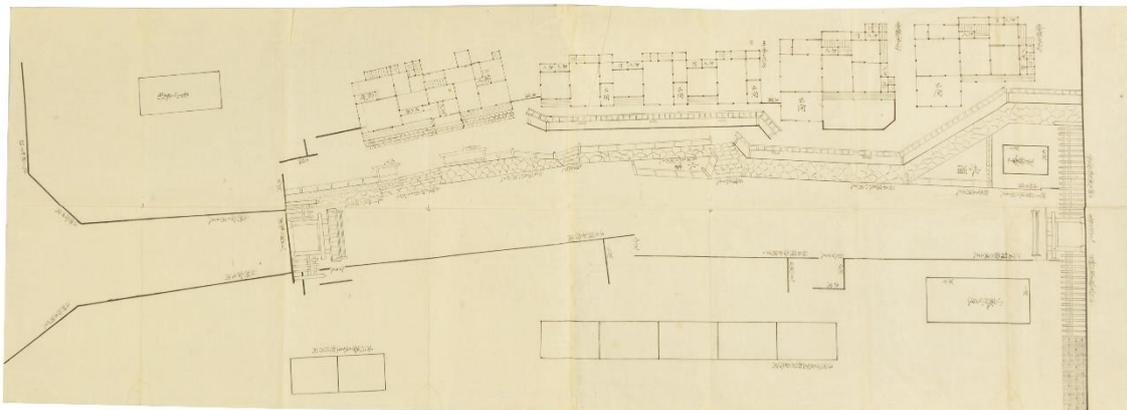
② 中山道碓氷峠越、道中の剝石坂 (安中市提供)



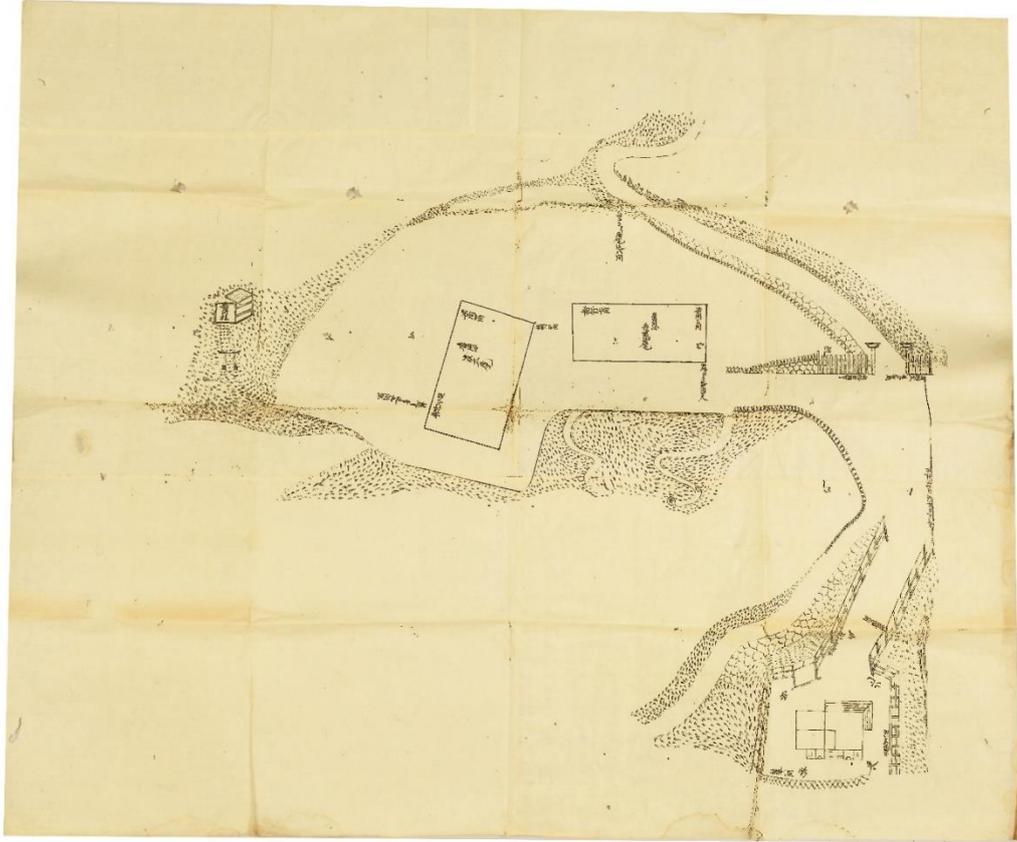
③中山道碓氷峠越、道中の堂峰番所付近（安中市提供）



坂本宿掃除帳場絵図（山中茶屋～勿石茶屋）（安中市提供）



①碓氷御関所絵図（安中市提供）



③堂峯番所絵図（安中市提供）